

## 大津地方裁判所委員会兼大津家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成27年3月11日（水）午前10時から午後零時まで

### 2 場所

大津地方・家庭裁判所大会議室（本館1階）

### 3 出席者

（地方裁判所委員）五十音順・敬称略

大久保潔，大杉成聖，太田公恵，沖慎之介，竹内寛，中塚正俊，西田眞基，西脇紀孝，廣瀬潤子，山本善彦

（家庭裁判所委員）五十音順・敬称略

荒川葉子，井上幸，兒玉典子，鷗鷯真知子，菅原健志，西田眞基，野中百合子，福家紀明，向井康，村木安雄

（事務担当者）

藤井祥裕，島田博敏，野田裕子，松阪茂，島田幸彦，山田誠，井上浩，吉川和伸，日根野新治，奥村善則，白崎彰悟，坂田幸二

### 4 議事

#### (1) 委員の紹介

事務担当者から，前回委員会後に任命された大津地方・家庭裁判所委員会委員の紹介があった。

#### (2) 委員長の選任

委員の互選により，大津地方裁判所委員会委員長に西田眞基委員を，大津家庭裁判所委員会委員長に西田眞基委員を各選出した。

#### (3) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から，前回委員会での委員の意見を踏まえて，裁判所が行った取組等について説明した。

ア 大津地方裁判所委員会について（前回テーマ：民事調停について）

民事調停のリーフレット配布方法の工夫，裁判所ウェブサイトの見直し，民事調停のポスターを作成したことについて報告

イ 大津家庭裁判所委員会について（前回テーマ：成年後見制度について）

後見事務説明会の説明方法を修正したことを報告

#### (4) 意見交換

事務担当者により，裁判所へのアクセスについて，①何をどこに問い合わせればよいかという情報が適切に案内できているか，②裁判所内の案内表示について，それぞれ説明を行った後，意見交換を行った。

発言要旨は，別紙のとおり

#### (5) 次回以降の開催期日について

大津地方裁判所委員会は、次回は9月15日（火）午後2時から午後4時30分までとする。

大津家庭裁判所委員会は、次回は9月9日（水）午前10時から午後零時までとする。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【何をどこに問い合わせればよいかという情報が適切に案内できているか】

- 事務担当者からの説明に関して質問はないか。
- ◎ 裁判所のウェブサイトには、裁判所へ行けば何ができて、何ができないかを説明したページはあるのか。
- ▲ 裁判所の手続について説明したウェブサイトのページはある。
- ◎ 一般の方は、裁判所で何ができるか分からない人が多い。こういった人が裁判所では何ができるのか、できないのかを分かるようにしなければならないと思う。

我々弁護士は、裁判所のウェブサイトに掲載されている書式を利用するなどしているが、一般的には、裁判所が何をしているのか分からない人が多いと思うので、裁判所は、手続説明だけでなく、何ができて、何ができないかを分かりやすく説明することが必要ではないか。これが裁判所へのアクセスの第一歩ではないかと思う。
- そもそも、裁判所は何をするところかを説明したリーフレットはないのか。
- ▲ 「裁判所ナビ」というリーフレットがあるが、委員がおっしゃったような分かりやすさは乏しいかもしれない。ウェブサイトにおける説明を検討していきたい。
- 裁判所のウェブサイト、リーフレットの配布以外で裁判所の利用しやすさの観点から意見はないか。
- 裁判所のウェブサイトを見られる方はいいが、高齢の方や、ウェブサイトを見られない方への対応は、どのようにしているのか。
- ▲ 裁判所ウェブサイトを見られない方は、何処かに相談に行って、そこでリーフレットを見るということになると考え、相談に訪れるようなところにリーフレットを配布し、また、相談を担当する方にも裁判所の手続をよく知っていただこうと考えている。
- 裁判所ウェブサイトの改修については、よく考えられていると思う。リーフレットの配布と裁判所ウェブサイトの連動も考えられており、いいと思う。どうやってアクセス数（ヒット数）を伸ばしていくかがポイントになると思う。

リーフレットの作成、配布のコストを考えると、「こういったときは、裁判所にお尋ねください。」といったポスターを作り、そこにQRコードを付けるようにすれば、裁判所ウェブサイトアクセスしやすくなり、安価でアクセス数（ヒット数）を伸ばせると思う。みなさんがよく利用する駅などにこうしたポスターを貼ればいいのではないか。
- 説明した改善策について意見はないか。
- リーフレットの数が多く必要になると思うが、市役所の本署でなく、より身近な地元の市役所の支所にリーフレットを置く方がいい。
- 社会福祉協議会へも送付しているとのことだが、社会福祉協議会には、地域の民生委

員の代表が集まるので、この民生委員へも配布するように依頼すればどうか。民生委員に相談する人は案外多い。そのように地域にたくさんいる人を利用すればどうかと思う。

○ 高齢者は、地元の支所に行くことが多いと思う。高齢者はリーフレットを読むより相談する人が多いと思うので、市役所の職員にレクチャーを行う必要があるのではないかなと思う。

■ 市役所の職員から説明してもらうことは可能か。

▲ 滋賀県内の市町には配布しているが、部数が少ないことから、支所までは行き届いていないと思う。ある市役所では説明に使用するのではなく、パンフレットスタンドに置いておくことしかできないとのことであった。

■ リーフレットの配布先で考えられるところはないか。

○ 自治体の広報誌は活用していないのか。

▲ 裁判所でイベントを行う際に依頼をしているだけである。

○ 裁判所ウェブサイトはよくできているが、難しい言葉で記載されており、とっつきにくい。自治体の広報誌は、全戸配布で毎月出るので、裁判所から掲載を持ちかければどうか。裁判所の問い合わせ先や、リーフレットの配布先も掲載してもらうようにしてはどうか。

文章は、長いほど読んでもらえない。簡潔な文章を使う方がよい。

◎ 広報を通じ裁判所というものに対する国民の理解を深めることが必要ではないか。そのために、何ができて、何ができないかを広めるべきであると思う。

アメリカでは、裁判所は地域のものであるという意識がある。日本では、裁判所へ行くのは嫌だし、裁判もしたくないというのが一般的である。裁判所は何ができるのかを広め、裁判所の利用価値を理解してもらえば、裁判所のイメージも変わっていくのではないか。

○ 分かりやすく調べるために、Q&Aがあればよいと思う。裁判所のウェブサイトにQ&Aがあれば教えてほしい。

▲ 最高裁のページにQ&Aがある。

○ 地裁では作成することはできないのか。今までの相談を統計として蓄積したものから、Q&Aは作成できないのか。

▲ 大津の裁判所のページで作成することは可能である。

○ 弁護士へ相談に行った方がいいのか、直接、裁判所へ行った方がいいのか、入口が分かるようなQ&Aはあった方がいいと思う。

■ 総合的な案内のパンフレットはあるが、裁判所は法律的なアドバイスはできないということに記載されているのか。

▲ そういったことは記載されていない。手続の案内に限定されていたので、このたびの裁判所ウェブサイトの見直しの際に、総合的な案内の最初に裁判所でお答えできる範囲と、この範囲以外については法律相談等を案内することとした。

- 配布資料にあるので確認されたい。
- このウェブサイトのページは、もう少し作り方を考えた方がいい。文字が多ければ文章を読み慣れていない人は、画面を見たときに、目がチカチカして読みたくなくなる。一般の方への周知方法としては、画像で出す、イメージで出す、あるいは、文章をブロックとして出す方が分かりやすい。箇条書きにすることや、簡潔な文章表現として、矢印を利用するなどしてはどうか。その方が利用者にとっては分かりやすい。今のページは、文章が多すぎると思う。
- △ リーフレットは、分かりやすくなっているが、「ご相談はこちらへ」とアドレスが記載されているだけで、結果、裁判所のウェブサイトへアクセスしなければならない。インターネットを利用しない人、高齢者にとってはリーフレットの意味がない。担当窓口や電話番号くらいは記載した方がいいのではないか。
- 誰に相談したらいいのか、どこに行ったらいいのかの入口の所が重要であると思うので、どこへ行ってくださいという案内をして、その案内の次にリーフレットや、ウェブサイトがあると思う。そのためにも、市町と協力してもらい、一般の方との接触率の高い地域の回覧板を利用してはどうか。また、文章が長いものは読まれないので、短くする工夫が必要だと思う。

#### 【裁判所内の案内表示】

- 事務担当者の説明に関して質問はないか。

裁判所に来られた方が、目的とする部署にたどり着けるようになっているか。課題の整理についてもっとこういう観点からの検討も必要ではないかという点と、改善案について、もっと工夫が必要であるといった点はないか。
- 裁判所内に入って目的の部署へ向かうことに関して、フロア全体に色を付けるのは難しいが、部屋の案内板や見取図に各階ごとの色をつけるようにすればいいのではないか。全ての案内に統一的にその色を使用すれば分かりやすいのではないか。
- 用件別の案内板が設置されていないので、用件別の案内板はどの程度のものを設置すればいいかなどで意見はないか。
- 駐車場をざっと見ると50台くらいは駐車できるようであるが、駐車場から建物の入口への案内の検討はしたのか。
- ▲ 庁舎の入口まで来ていただき、庁舎案内図を見ていただくこととなる。また、守衛及びガードマンが駐車場で案内を行っている。
- 庁舎案内図があまりなく、駐車場で案内がないので、車から降りてどこへ行くか迷うのではないか。
- 各階の案内板について教えてほしい。案内板を3か所設置する理由は何か。

西にあるA階段のところにある配置図と東にあるB階段のところにある配置図が同じであると、頭の中で地図をローテーションさせないといけないため、A階段とB階段の

それぞれの位置から見た配置図があるとよい。3か所目は不要ではないか。

▲ 3か所はすでに設置済みである。階段から来られる方と、エレベーターから来られる方がいることから、3か所に設置している。

○ 書面で呼び出された方は、行き先が分かっているが、初めて裁判所に来られた方は、行き先が分からないと思う。利用目的によって、その部署へすぐに行けばいいのか。病院では、コンシェルジュのように病状によって案内する者がいるが、裁判所は、総合案内をする職員がいるのか。

■ 入口を入ったところに守衛がいるが、守衛の案内はどうなっているのか。

▲ 守衛及びガードマンが案内をしている。守衛及びガードマンに尋ねてこられた方には、目的の部署を案内している。

■ これからの課題として、総合案内板を設置することとしているが、どこに設置すればいいか。各階案内板との関係はどうすべきか。

○ 正面入口から入った所でいいのではないか。

△ 来庁者が使用するフロアは、限られているので、入口に全体的な案内があれば足りるのではないか。

○ 裁判所を利用される方は、正面から入ってくる方が多いのか。

▲ 正面が多いとの認識をしているが、統計をとっている訳ではない。

○ 今日別館側から本館に入ったが、入った所が地下1階で違和感があつた。

本館、別館の案内はあるが、法廷の案内が少ないのではないか。個人的な見解であるが、裁判員裁判を日本の中で定着させていくには、より多くの方が裁判を傍聴された方がいい。そうした観点から、法廷がどこにあるか分かりやすくなっているとよいと思う。

大津は、地家裁の併設庁であることから、総合案内板を設置する場合、内容が多いと分かりにくくなるのではないか。必要性の低いものは省略する等の工夫が必要と思う。

また、裁判所は公に判断を仰ぐ場所でもあるが、一方で、家裁等におけるプライバシー配慮はしっかりされることを望んでいる。

■ 地家裁が一緒の大津では、総合案内板に情報が多くならないような工夫が必要であるとの意見であったが、他に意見はないか。

○ 委員になって初めて裁判所に来た際には、本館地下1階の8台駐車できる箇所に駐車したが、駐車スペースの白線もよく分からないところであった。本館に入ったところ、そこが地下1階であったことから、はたしてここでいいのかと思ったことを覚えている。

カーナビは、メーカーによっては、施設の裏口を案内することがある。裁判所の裏口から入って案内表示があつたと思うが、不親切であつたという印象である。裁判所の中への案内板も、もっとあつていいと思う。

なお、裁判所内の案内表示のことについて、この委員会で討議するのはどうか。裁判所で決めればよいことではないか。

■ その他、全般を通じて何か意見はないか。

それでは、終了します。ありがとうございました。